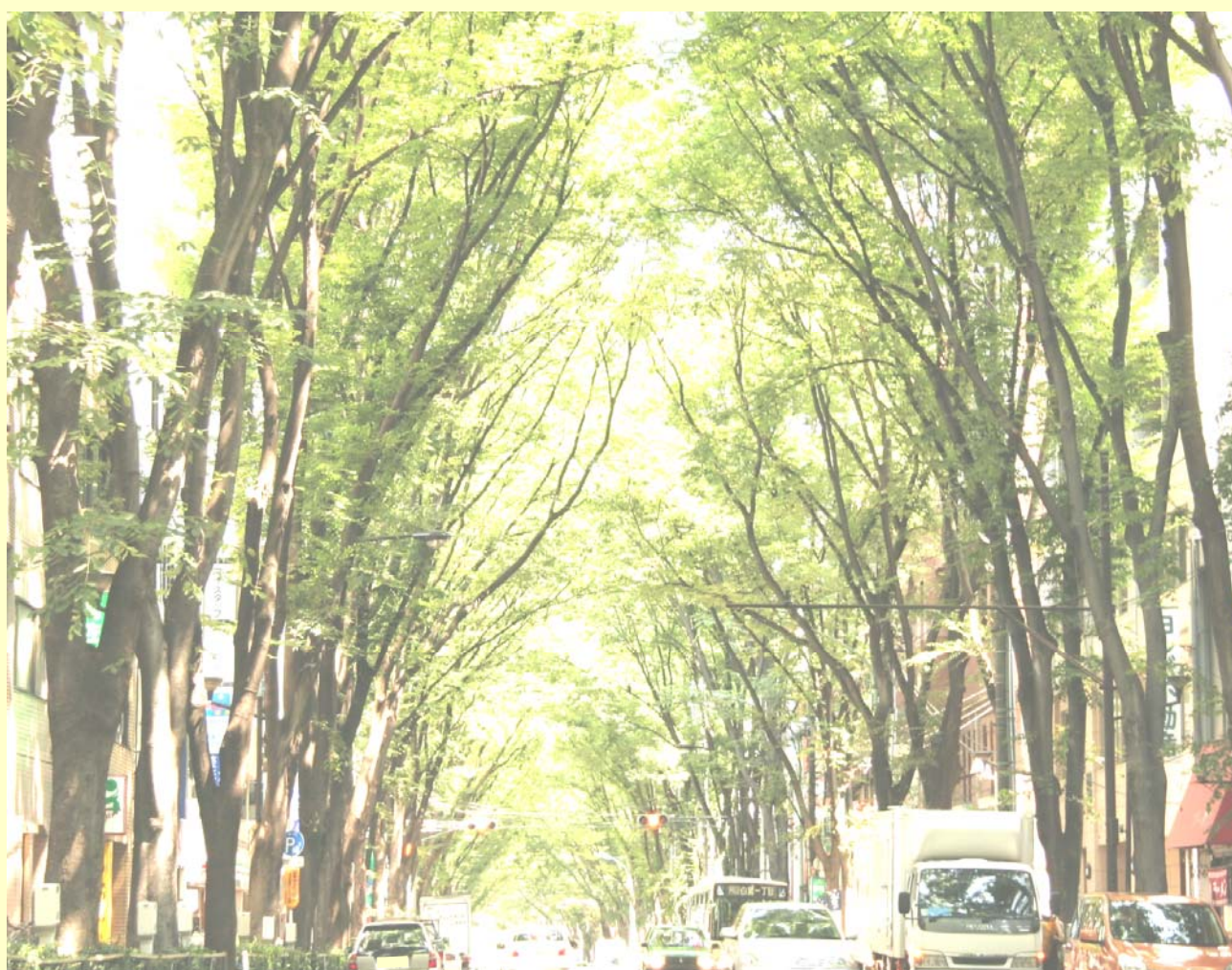


# 杉並区地域防災計画(平成21年修正)概要版

～災害に強いまちを目指して～



平成22年3月

杉 並 区



# 目 次

|                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| <b>1. 杉並区地域防災計画（平成21年修正）概要版について</b> | <b>1</b>  |
| <b>2. 地震に備える・地震が起こったら</b>           | <b>8</b>  |
| <b>3. 水害に備える・水害が起こったら</b>           | <b>11</b> |
| <b>4. 杉並区防災マップ</b>                  | <b>13</b> |
| <b>5. 杉並区洪水ハザードマップ</b>              | <b>16</b> |
| <b>6. ご家庭の防災メモ</b>                  | <b>18</b> |

# 1. 杉並区地域防災計画(平成21年修正)概要版について

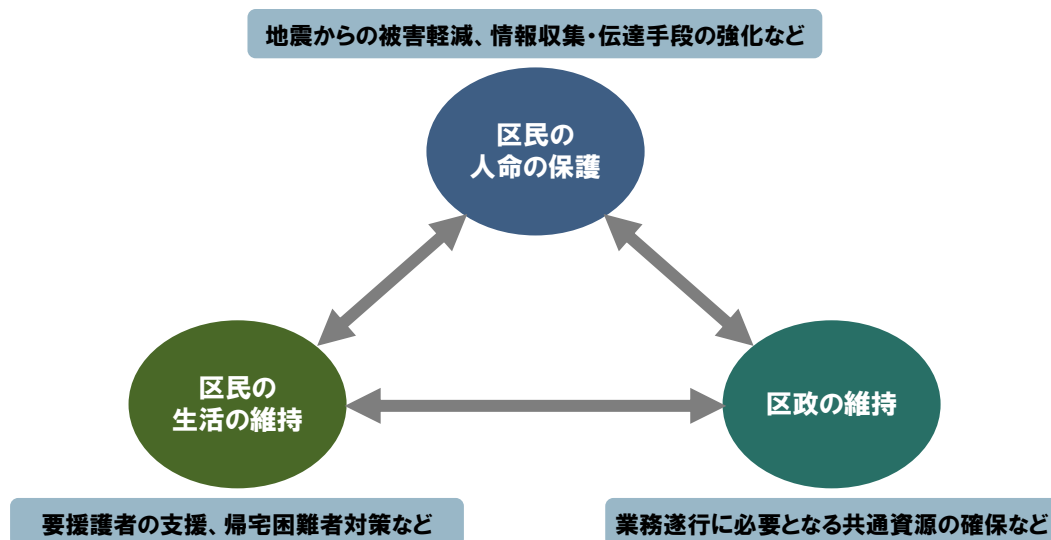
## ▶ 計画改定の経緯

地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、杉並区防災会議が作成する計画であり、区の地域にかかる災害に関し、区及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、区民の協力のもとに災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。

具体的には、区の地域にかかる防災に関し、区及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務を規定する総合的かつ基本的な計画であると同時に、その防災に関する責任を明確にするとともに、各機関の事務又は業務を有機的に結合する計画です。災害対策基本法では、区防災会議は、必要と認めるときにこの計画を修正することとされています。

今回の修正は、区の地域防災計画（平成15年修正）を土台とし、杉並区防災会議専門委員会の報告及び東京都地域防災計画（平成19年修正）を踏まえ、検討を行いました。

検討にあたっては、「首都直下地震による東京の被害想定(平成18年5月、東京都公表)」に基づき、マグニチュード7.3の多摩直下地震を想定に「区民の人命の保護」「区民の生活の維持」「区政の維持」の3つの柱に対し課題を整理し、その対策を計画に反映することとしました。



なお、風水害編については、平成17年9月4日の水害を代表とする、杉並区の集中豪雨、浸水歴などの教訓を活かした内容を計画に盛り込み、震災編と分けて修正を行いました。

### 【主な改定のポイント】

- 前提とする被害想定の見直し
- 減災目標（新規）
- 事業継続計画（新規）
- 災害時要援護者対策（充実）
- 外出者対策（充実）
- 風水害編の充実（充実）

より充実しました



## ▶ 本概要版の位置づけ

この「概要版」は、杉並区地域防災計画の全体の構成、今回の改定のポイント、地震や水害への備えや発生時の行動について区民や事業者の方に知っていただきたい重要な部分を中心にわかりやすく記述したものです。


## ▶ 計画の全体構成

今回修正の計画では、各防災機関の対策を確認、検討して、都の地震被害想定を反映して変更した震災編と、平成17年9月の水害で生じた課題を追加検討した風水害編を作成します。

図の      で囲まれた部分が震災編を、     で囲まれた部分が風水害編の防災計画を表しており、両方に囲まれる部分については、共通で盛り込まれる項目を記載しています。

| 震災編   | 共通項目  | 風水害編  |
|---|---|---|
|   | <b>総則</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 区の震災対策の方針               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の被害想定</li> <li>・減災目標</li> </ul> </li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 区の防災計画方針</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 区の水害対策の方針               <ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害の被害想定</li> </ul> </li> </ul>  |
|   | <b>予防計画</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災に備えた計画               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震に強い都市づくり</li> <li>・震災対策に係る地域防災力の向上</li> <li>・事業継続計画の策定</li> </ul> </li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設・構造物等の安全化</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 風水害に備えた計画               <ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害に強い都市づくり</li> <li>・風水害対策に係る地域防災力の向上</li> </ul> </li> </ul>              |
|   | <b>応急対策計画</b>   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災時の計画               <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災応急対策活動体制</li> <li>・震災時の情報の収集と伝達</li> <li>・震災時の避難</li> <li>・外出者対策</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法の適用</li> <li>・相互応援協力・派遣要請</li> <li>・消防・危険物対策</li> <li>・警備・交通規制</li> <li>・緊急輸送</li> <li>・救助・救急</li> <li>・医療救護</li> <li>・飲料水・食料等の供給</li> <li>・ごみ・し尿・がれき処理</li> <li>・遺体の取扱い</li> <li>・応急住宅対策</li> <li>・ライフライン施設の対策</li> <li>・公的施設等の対策</li> <li>・応急教育等</li> <li>・応急生活対策</li> <li>・激甚災害の指定</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 風水害時の計画               <ul style="list-style-type: none"> <li>・風水害応急対策活動体制</li> <li>・風水害時の情報の収集と伝達</li> <li>・風水害時の避難</li> </ul> </li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災復興対策</li> <li>● 東海地震事前対策</li> </ul>  |   |   |

図 杉並区地域防災計画（平成21年修正）の体系



震災編は、「総則」「震災予防計画」「震災応急対策計画」「震災復興対策」「東海地震事前対策」から構成されます。

## ▶ 被害想定の見直し

「首都直下地震による東京の被害想定(平成18年5月、東京都公表)」では、区内の被害想定が以下のように見直されました。

地震が発生する時間帯（早朝5時頃、午後18時頃）によって、被害の大きさが異なります。

| 平成18年5月、東京都公表        |               |   |   |   |
|----------------------|---------------|---|---|---|
| 被害想定(は、減災目標に使用した被害数) | 前提条件          | 震源地<br>規模<br>季節<br><br>震度                                     | 東京多摩地域<br>M7.3<br>冬の早朝<br>午前5時頃<br>風速=6m/秒<br>6弱(100%)  | 東京多摩地域<br>M7.3<br>冬の夕方<br>午後18時頃<br>風速=15m/秒<br>6弱(100%)  |
|                      | 建物被害          | 全壊  | 2,204棟  | 2,204棟  |
|                      | 地震火災          | 出火件数<br>焼失面積<br>焼失棟数  | 20件<br>1.42km <sup>2</sup><br>5,826棟                    | 35件<br>8.15km <sup>2</sup><br>33,464棟                     |
|                      | 人的被害          | 死者<br><br>重傷<br>軽傷<br>死傷者計                                    | 76人(うち、建物被害65人、<br>火災被害11人)<br>545人<br>4,777人<br>5,398人 | 375人(うち、建物被害34人、<br>火災被害310人)<br>612人<br>2,956人<br>3,943人 |
|                      | ライフライン被害(%)   | 上水道(断水率)<br>下水道(下水道管きよ被害率)<br>ガス(供給停止率)<br>電力(停電率)<br>電話(不通率) | 22.5%<br>20.7%<br>0.0%<br>22.7%<br>23.5%                |   |
|                      | 避難者(直後)       |   |   | 164,115人(A)   |
|                      | 避難者(1日後)      |   |   | 177,810人(B)   |
|                      | 避難者(ライフライン被害) |   |   | B-A=13,695人   |
|                      | 外出者(※1)       |   |   | 297,136人  |
|                      | 帰宅困難者(※2)     |   |   | 56,586人   |

(※1) 発災時に通勤や買い物などで外出している人

(※2) 自宅が遠距離等より帰宅を断念した人+遠距離を徒歩で帰宅する人



このような区内の地震の被害を  
前提に計画を策定しています

## ▶ 減災目標(第1部総則 第6章)

区は、「死者の半減」、「避難者の減」、「外出者の早期帰宅」を減災目標として定め、10年以内の達成をめざし、区民、都、事業者と協力して対策を推進していきます。死者の半減や、住宅の倒壊や火災による避難者の3割減といった目標を達成するため、建物の耐震化や木造住宅密集地域の不燃化などの対策を実施します。また、外出者の発災後4日以内の帰宅をめざし、帰宅支援策を充実強化します。

### 目標1 死者の半減

#### 1-1 住宅の倒壊による死者の半減

多摩直下地震M7.3、朝5時、風速6m/秒のケースで、住宅倒壊や家具類の転倒等を原因とする死者約70人を約30人に半減させます。

<主な対策>

- 住宅の耐震化を促進する。
- 家具類の転倒防止対策を推進する。
- 救出・救護体制の強化
- 地域防災力の向上

#### 1-2 火災による死者の半減

多摩直下地震M7.3、夕方18時、風速15m/秒のケースで、火災を原因とする死者約300人を約150人に半減させます。

<主な対策>

- 住宅、建築物の不燃化
- 消防力の充実、強化
- 防災訓練等による区民や事業所の初期消火能力の強化
- 救出・救護体制の強化（再掲）

### 目標2 避難者の減

#### 2-1 住宅の倒壊や火災による避難者を3割減

多摩直下地震M7.3、夕方18時のケースで、住宅倒壊や火災による避難者約16万人を3割減の約11万人にします。

<主な対策>

- 住宅の耐震化を促進する。（再掲）
- 住宅、建築物の不燃化（再掲）
- 消防力の充実、強化（再掲）
- 防災訓練等による区民や事業所の初期消火能力の強化（再掲）

#### 2-2 ライフライン被害等による避難者を7日以内に帰宅

多摩直下地震M7.3、夕方18時のケースで、ライフライン被害等による避難者約1万4千人を発災後7日以内に帰宅できるようにします。

<主な対策>

- 7日以内に応急危険度判定を完了することを目的とする。
- マンションのエレベーターの復旧「1ビル1台」ルールの普及啓発

### 目標3 外出者の早期帰宅

#### 3-1 外出者を4日以内に帰宅

多摩直下地震M7.3、夕方18時のケースで、外出者約30万人のうち、事業継続のための従事者を除き、全員が発災後4日以内に帰宅できるようにします。

<主な対策>

- 帰宅支援の強化（駅の混乱防止対策、代替交通機関の検討）
- 災害情報提供体制の整備

新たに決めました



## ▶ 事業継続計画(第2部震災予防計画 第4章)

災害時においても区が行うべき優先業務をあらかじめ選定し、限られた人員・資源のもとに業務を継続または早期に再開・開始させるための対策を定めたものとして、事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)(※)を策定します。また、地域社会の復興に向け、事業所における事業継続計画の整備へ向けた働きかけを行います。

(※) 民間企業の場合は、事業の継続が最優先事項の1つであることに対して、官公庁の場合は、重要な業務の中断防止が目的であることから、「業務継続計画」と呼びます。

### (1) 行政による事業継続計画の策定

- 区は、災害に備えて平常時から救出体制や災害医療体制の整備などを行い、災害が発生した場合に、区民の生命、財産を守ることを目的に、救助、救出や救護などの応急活動を迅速に実施するため、地域防災計画を策定しています。
- 応急活動を行う一方で、区の通常の行政サービスについても、継続すべき優先業務は一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が最短で提供できるよう、あらかじめ対策を立てておく必要があります。このため、区は、災害時に区の各部局の機能が最短の期間で復旧し、被害の影響を最小限に抑えることを目的に、全庁的な組織により事業継続計画を策定し、迅速な復旧体制を構築することとしました。
- 事業継続計画では、災害後に活用できる業務資源に制限があることを前提に、継続すべき「優先業務」を絞り込んでいます。また、優先業務の「目標復旧時間」を設定し、その達成に向けて事前準備(業務のバックアップのシステムや執務環境の確保など)を行うこととしています。

### (2) 事業所による事業継続計画の策定等

区は関係機関と協力して事業継続計画の策定やその他防災対策の実施について、事業所への働きかけを行います。

## 【事業所の防災対策】

### ○事業継続計画の策定

企業にとっての事業継続計画は、事業所の被害を最低限に抑えることを目的とするほか、一刻も早く事業活動を再開し、様々な物資やサービス等を提供することで、地域社会の復興につなげるという点においても必要なものです。各事業所での事業継続計画の策定を推奨します。

### ○災害時の対応組織の整備

自衛消防組織の応用などにより、夜間・休日における対応組織も含めて、災害時の対応組織の整備を図ってください。

### ○事業所の安全点検

建物の耐震診断や耐震改修、看板等の落下防止、事務機器等の転倒防止、パソコン等の落下防止、振動による機械の移動や荷崩れの防止、避難経路の障害物の除去等、事業所の特性に応じて必要な対策を実施してください。

### ○非常用品の備蓄、防災資機材の準備

災害時の停電や断水に備えた飲料水や食料、必要な防災資機材等を準備してください。

### ○家族と従業員の安否確認

家族と従業員の安否確認にあたっては、NTT災害用伝言ダイヤル(171)、災害用ブロードバンド伝言板(web171)、各携帯電話事業者による災害用伝言板サービスがあるので、各事業者が従業員等に対する教育を実施し、これらの存在や取扱方法等の周知を図ってください。

**安心!**

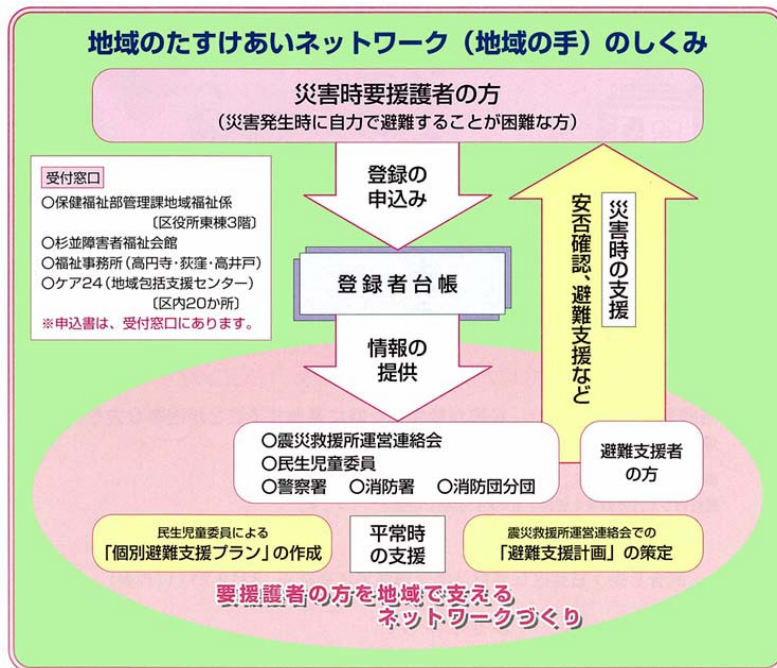


## ▶ 災害時要援護者対策(第2部震災予防計画 第3章)

災害が発生した場合、住民は情報を迅速かつ的確に把握し、自らの生命及び身体を守るため速やかに安全な場所に避難するなど、適切な防災行動をとることが重要です。しかしながら、要介護の高齢者、障害者、乳幼児などの“災害時要援護者”にとって、適切な防災活動をとることは困難な場合が多いため、環境の整備や支援、情報の提供等が必要になります。

### (1) 地域における安全体制の確保

環境の整備や支援として、防災知識の普及・啓発、防災訓練の充実、住宅用火災警報器・家具転倒防止器具の取付け助成、社会福祉施設等の安全対策など行います。また、「地域のたすけあいネットワーク(地域の手)」の拡充・強化を行います。



### (2) 災害時の対策

災害時において、災害時要援護者に対する必要な支援ができるよう体制の整備を行います。

- ・震災救援所運営連絡会、地域福祉関係者やボランティアとの連携
- ・第二次救援所、福祉救援所の開設
- ・在宅の災害時要援護者への支援
- ・食料及び資器材の備蓄、トイレ対策
- ・要援護者等に対する啓発や支援の充実
- ・外国人への支援
- ・応急仮設住宅 等

### 【第二次救援所、福祉救援所】

震災救援所での生活が極めて困難な方のために、地域区民センターや済美養護学校に第二次救援所を開設して救援・救護を行います。区は、そのための設備・資機材等の充実を図ります。さらに特別な支援や介護を必要とする方には、高齢者、障害者等の福祉施設を活用し、福祉救援所として設置します。



## ▶ 外出者対策(第3部震災応急対策計画 第12章)

災害の発生により交通機能が停止した場合、自力で帰宅することが困難な通勤・通学・買い物客等が多数発生し、大きな社会的混乱が予想されます。このうち、遠方に外出しているなどの理由により一般的に徒歩での帰宅が困難な方々を「帰宅困難者」、徒歩での帰宅が可能で、徒歩による帰宅を行う方々を「徒歩帰宅者」と呼びます。帰宅困難者、徒歩帰宅者を併せた外出者への対策が重要な課題となります。

外出者対策は、行政の境界を越え、かつ多岐にわたる分野に課題が及んでいるため、一自治体、一事業所、個人での対応には限界があります。このため、関連する全ての機関や事業所、帰宅困難者自身の役割と責任を明確にし、分担して的確に対策を実施します。区では以下の施策を行います。

- ・ 情報等の提供と支援施設の確保
- ・ 安否確認手段の確保
- ・ 食料等の備蓄
- ・ 事業所・学校への啓発（「組織は組織で対応する」責任感の働きかけ）
- ・ 区民への啓発（「地震発生時にむやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底、「帰宅困難者の心得10か条」の普及）
- ・ 訓練の実施
- ・ 震災救援所における対応
- ・ 外出者用トイレ備蓄の確保と、適切な場所への配置
- ・ 駅での混乱防止
- ・ 代替交通機関確保 など

### 【帰宅困難者の心得10か条】

- 1 慌てず、騒がず、状況確認
- 2 携帯ラジオをポケットに
- 3 つくっておこう、帰宅地図
- 4 ロッカー開けたら、スニーカー（防災グッズを用意）
- 5 机の中にチョコやキャラメル（簡易食料を用意）
- 6 事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所を決めておく）
- 7 安否確認、ボイスメールや遠い親戚（NTT災害用伝言ダイヤル「171」の活用）
- 8 歩いて帰る訓練を
- 9 季節に応じた冷暖設備（携帯カイロやタオルを用意）
- 10 声を掛け合い、助け合おう



（出典：東京都地域防災計画 震災編(平成19年修正)）

## ▶ 風水害編の充実

平成17年9月の水害の教訓を踏まえ実施してきた都市型災害に対応する水防態勢の見直しや、区民への災害情報提供などの対策を盛り込み、充実を図ります。

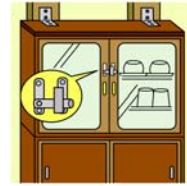
- ・ 「都市型災害対策緊急部隊」の設置
- ・ 「災害情報メール」の発信
- ・ 視覚障害者の方等に対し、音声による「災害情報電話通報サービス」の発信
- ・ 神田川洪水予報
- ・ 土砂災害警戒情報 など

## 2. 地震に備える・地震が起こったら

### ⚠ 地震に備えて

#### <建物・建物内の安全>

- 家具の転倒防止を行いましょう。(テレビや冷蔵庫なども)
- 窓ガラスや落下物など、危険箇所の確認をし、家の中の危険を減らしましょう。  
(窓ガラスの飛散防止や、落下物の固定)
- 建物の耐震診断をしましょう。必要に応じて耐震改修をおこないましょう。
- 火災に備え、消火器・火災警報器を備えましょう。



家具を固定して危険を減らしましょう

#### <日頃の備え>

- 非常持ち出し品の準備をしましょう。  
(3日分を目安とした、水・食料や、応急医薬品など。)  
18ページの「防災グッズチェックリスト」をご活用ください。
- 家族の避難場所や連絡方法を決めておきましょう。



- 区では、防災物資のあっせんを行っています。【問合せ先】区役所防災課 Tel3312-2111 (代)
- 住宅等の耐震化  
地震から命を守るためには、地震に強い建物にすることが重要です。区では、耐震診断・改修工事費用の助成制度があります。【問合せ先】区役所建築課 Tel3312-2111 (代)

### ⚠ 地震が起きたときの行動のポイント

- 地震が起きたら、まず自分の身を守りましょう。  
机の下に入る、家具・壁から離れるなど、落下物から頭部を守ります。
- 脱出口の確保をしましょう。
- 火の始末をしましょう。  
揺れている最中は火に近づくと危険ですので、揺れが落ち着いてから火を消します。
- あわてて外に飛び出すと危険です。屋外へ出る場合は、揺れが落ち着いてからにしましょう。
- 協力し合って救出活動をおこないましょう。
- 緊急地震速報の活用  
テレビ・ラジオ・専用の受信端末などで緊急地震速報が受信できます。  
詳しくは気象庁ホームページをご覧ください。



揺れがおさまるまで頭部を守ります



気象庁ホームページURL

<http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/EEW/kaisetsu/index.html>

## 🚨 情報収集

- 区ホームページで災害情報、気象情報等をお知らせします。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp/>

- メールによる情報提供（災害・防災情報メールサービス）

災害時の緊急なお知らせや地震・気象などの情報を配信します。

利用するには、事前登録が必要です。

配信する情報は、①地震と津波 ②気象警報・注意報 ③雨量  
④河川水位 ⑤災害時の緊急なお知らせ ⑥週末天気予報、の6種類です。

メールサービスの登録（杉並区公式HPモバイル版）

<http://www.city.suginami.tokyo.jp/mobile/>

【問合せ先】区役所防災課 Tel.3312-2111（代）



杉並区公式ホームページ  
モバイル版QRコード



杉並区公式HP  
トップページの  
「防災情報」から  
登録できます

- テレビ・ラジオから情報収集

被害状況や余震情報などをいち早く知ることができます。

- 災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板

災害発生時は電話が繋がりにくくなるため離れた家族の安否の確認なども困難になることが予想されます。NTTが提供する災害用伝言ダイヤル「171」や、各携帯電話事業者の提供する「災害用伝言板サービス」を活用すれば離れた家族・親戚などの安否確認や情報交換ができます。いざという時のために、家族や職場で使用方法を確認しましょう。毎月1日は、各サービスの利用体験ができます。

## NTT災害用伝言ダイヤルの使用方法

平常時は使用できません。  
災害時に使用可能となる場合は  
テレビ・ラジオなどで報道されます。

171 をダイヤルします

↓ ガイダンスが流れます ↓

録音 の場合 1 再生 の場合 2

↓ ガイダンスが流れます ↓

自宅の電話番号をダイヤルします

(03) X X X X - X X X X

災害用伝言ダイヤル「171」では災害用ブロードバンド伝言板と同様に、災害発生に備えて利用方法を事前に覚えていただくことを目的として、より多くの皆様が体験利用できる機会を提供します。

【体験利用提供日】

- ・毎月1日 00:00～24:00
- ・正月三が日（1月1日00:00～1月3日24:00）
- ・防災週間（8月30日9:00～9月5日17:00）
- ・防災とボランティア週間（1月15日9:00～1月21日17:00）

## 🚨 避難する場合の注意

- 丈夫な履物を用意し、動きやすい服装に着替えましょう。
- 家を出るときは、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を締めましょう。
- 防災会リーダーなどの誘導のもと、できる限り集団で避難しましょう。
- ペットはケージに収容するなど必要な準備をして同行避難しましょう。  
避難先では基本的に飼い主責任で対応していただくことになります。
- 自動車は絶対に使用しないようにしましょう。



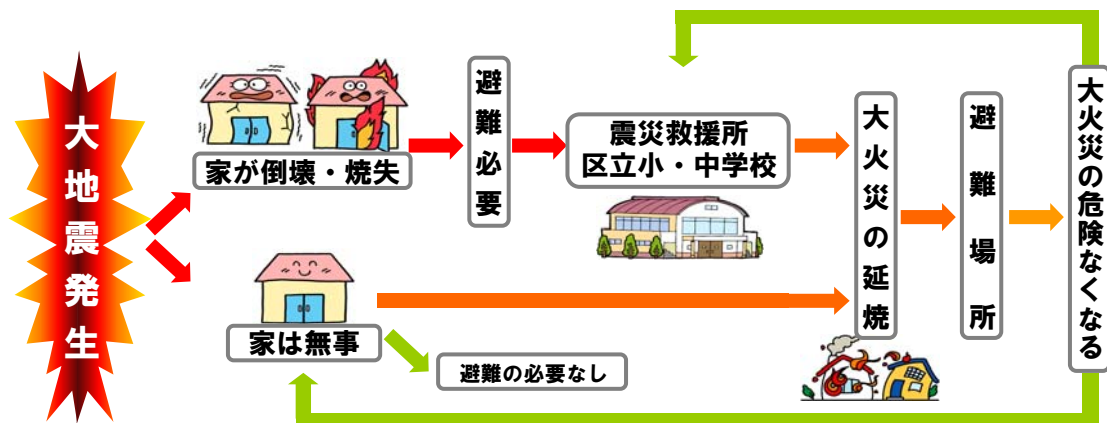
## ① 避難方法・避難場所

### ●避難が必要な場合

家が無事で、地域に火災の危険がなければ、あわてて避難する必要はありません。  
火の手や煙が近くに見えたり、家の倒壊などの危険を感じたりした時は、すぐに避難しましょう。

避難するときは

- 1 家が焼けたり、倒壊したりして、自分の家にいられなくなった時は、近くの**震災救援所**に避難します。
  - 2 大規模な火災により自宅や震災救援所に危険が迫った場合には、近くの**避難場所**へ避難します。
- ※いずれの場合も、人命救助や消火活動を優先して行うべきであり、避難は最後の手段として行います。



### ●震災救援所

震災時、区内で被害が発生した際は、杉並区立各小・中学校に「震災救援所」が開設され、避難所となります。情報・救援物資配給など避難の拠点となります。

### ●避難場所

避難場所とは、主に大規模延焼火災が発生した場合に火の手から身を守るために避難する場所です。主に大きな公園や広場などが避難場所として指定されています。

- 震災救援所、避難場所とも杉並区防災マップ（P14～15掲載）でよく確認をしておいてください。
- 日頃から、家族で避難場所や連絡方法を確認しておきましょう。
- 家族の避難先や連絡方法をメモした避難用携帯カード（右図）を作成し、常に携帯して被災したときに活用できるようにしておくとよいでしょう。

### 避難用携帯カード

(見本)

地域の震災救援所

|            |     |     |   |
|------------|-----|-----|---|
| 住所         |     |     | 地域の震災救援所  |
| 氏名         |     |     | 地域の避難場所   |
| 生年月日       |     |     |   |
| 性別         | 血液型 | メモ  |   |
| 特記事項(既往症等) |     |     |   |
| 連絡先        |     |     | 家族の安否確認(NTT災害用伝言ダイヤル)   |
| 氏名         | 連絡先 | 続柄等 | ◆伝言の録音<被災地では><br>①「171」にダイヤル<br>②録音の場合「1」を押す<br>③自宅の電話番号をダイヤル<br>(市外局番) xxx-xxxx    |
|            |     |     | ◆伝言の再生<被災地以外から><br>①「171」にダイヤル<br>②再生の場合「2」を押す<br>③被災者の電話番号をダイヤル<br>(市外局番) xxx-xxxx |
|            |     |     |   |
|            |     |     |   |

### 3. 水害に備える・水害が起こったら

#### ⚠ 気象情報に注意

浸水からの逃げ遅れや、浸水による家財の被害などを軽減・防止するためには、正確な情報を事前に収集することが必要です。

気象情報は時間とともに変化していきます。台風の接近などで大雨や強風が予想されるときは特に注意し、こまめに情報収集をしてください。また、住宅の地下室などに居ると屋外の状況がわからず、急激な雨に気付かず逃げ遅れてしまうことも考えられます。雨が降っているときは地下室の使用を控え、地下室にいるときは気象情報に注意しましょう。

- テレビ、ラジオの気象情報に注意

- インターネットでの気象情報

杉並区公式ホームページから杉並区の気象情報、河川水位などの情報が確認できます。



杉並区気象情報URL

<http://micos-sa.jwa.or.jp/metro/suginami-ku/>

- 災害・防災情報メールサービス、災害気象情報電話通報サービス

近年増加傾向にあるゲリラ型豪雨などの水害に見られる急激な気象の変化を電子メール、または自動音声による電話通報により、緊急の気象情報及び河川の水位情報をリアルタイムで区民に伝えるサービスを提供しています。

メールサービスの登録（杉並区公式HPモバイル版）

<http://www.city.suginami.tokyo.jp/mobile/>

【問合せ先】区役所防災課 電話：03-3312-2111（代表）



杉並区公式ホームページ  
モバイル版QRコード



メールサービスと  
電話通報サービス  
は、事前登録が必要  
です！

電話通報サービスの登録について

【問合せ先】区役所防災課 電話：03-3312-2111（代表）

#### ⚠ 日ごろからの備え・心得

- 土のうを積んで浸水防止

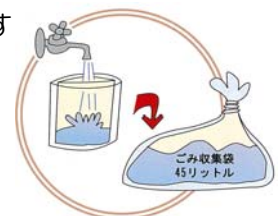
区では、希望する方には土のうを事前に配布します。急な雨のときは、土のうを配布するのが難しいため、雨季の初めに早めの連絡をお願いします。

【問合せ先】杉並土木事務所 電話：03-3315-4178

- 家庭でも大きめのビニール袋などに水を入れれば、簡易水のうとして、水深の浅い段階の浸水防止やトイレ・風呂場の排水口からの逆流防止に使用できます。

- 側溝や雨水ますをふさがない

「雨水ます」の吸い込み口や「L字側溝」が落ち葉やごみで詰まると、大雨が降ったとき道路冠水や浸水の原因になります。また、車乗入れブロックなどを置かないよう、ご協力をお願いします。



簡易水のうの作りかた



## 🔔 日ごろからの備え・心得(続き)

### ●家財の水没を防ぐ

家財を移動させたり、畳を上げたりすることは、とっさの場合なかなかできないものです。あらかじめ、家財の移動の手順や家族の役割分担を決めておけば混乱しません。

### ●排水を控える

大雨が降っているときは風呂、洗濯など大量の水の排水を抑えて、少しでも下水道への水量を増やさない心づかいを。この心づかいは、水害の直接の影響を受けない広い範囲の地域の方にも同様に大切です。ご協力願います。

### ●水害時の避難先(避難所)の確認

水害(その他土砂崩れなどの災害)の危険が迫り、避難所が必要と認められるとき。また、夜間・休日の時間帯は、杉並区に「大雨・洪水警報」が発令されたときに避難所を5か所開設します。

自宅から近くの避難所を事前に把握し、安全な避難ルートを確認しておきましょう。

#### 水害時の区内避難所

|            |            |
|------------|------------|
| 杉並会館       | 上荻3-29-5   |
| 荻窪地域区民センター | 荻窪2-34-20  |
| 大宮中学校      | 堀ノ内1-16-38 |
| 杉並第二小学校    | 成田西3-4-1   |
| 和田小学校      | 和田2-30-21  |



避難ルートは事前の確認を

被害がさらに拡大する場合は、状況により他の区立小・中学校等も避難所として指定します。その際は、公式ホームページや広報車などでお知らせします。

### ●避難をするときのための非常持ち出し品の準備

停電時や避難が必要になったときのための非常持ち出し品を整理しておく。特に貴重品や懐中電灯、携帯ラジオ(テレビ)、水・食糧など。



### ●他人を思いやる気持ちを

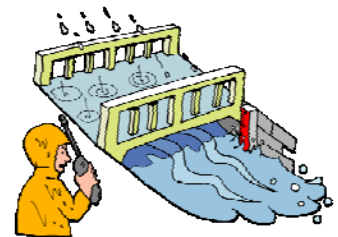
ご近所で身体の不自由な方や、寝たきりの方や高齢者のひとり暮らしの方がいたら、危険を知らせる、手を貸すなどの思いやりの気持ちを忘れずに。

## 🔔 大雨が降ってきたら

大雨が降り出し、水害が迫った時は冷静な行動が必要です。

### ●河川の状況に注意

大雨が降っているときに、河川に近づいて水位を確認することは危険を伴います。区では、河川に18基の水位計を設置しており、常時、水位の監視をしています。観測しているデータは区公式ホームページ内の「杉並区気象情報」で河川水位を確認できます。また、河川に設置した17基の「水位警報機」のサイレンで周辺住民に警戒警報・いっ水警報をお知らせします。「災害・防災情報メール」、「災害気象情報電話通報サービス」でも、河川の警戒情報・いっ水情報を登録者に通知します。



「警戒警報(警戒情報)」とは、河川水位が警戒水位に達したことを知らせる情報  
「いっ水警報(いっ水情報)」とは、河川の水があふれていることを知らせる情報



## 大雨が降ってきたら(続き)

### ●避難の方法・ポイント

#### ◇上階へ避難

- ・一般住宅では2階へ、集合住宅では上階へ避難するなど安全な場所へ一時的に避難してください。
- ・地下室、半地下では、雨が降り始めたらすぐに上階へ避難してください。

#### ◇洪水時（河川の氾濫時など）の避難はさける

- ・避難所へは水が引いてから移動してください。
- 洪水時の屋外への避難は非常に危険です。

#### ◇避難をするときは

- ・避難時は、川や橋には近づかないようなルートを使ってください。
- ・避難コースは知っている道を。
- ・特に夜間は視界が悪いため足元の障害物などによく注意してください。
- ・大雨によりマンホールのふたが外れることがあります。危険ですから近寄らないでください。発見した時は東京都下水道局（杉並出張所）へご連絡をお願いします。

東京都下水道局（杉並出張所） 電話：03-3394-9457

- ・隣近所が声をかけあって、なるべく集団で避難しましょう。
- ・高齢者、病人、心身に障害のある方、乳幼児などは、優先的に避難させましょう。
- ・火の始末、戸締りを忘れずに。
- ・低地にある車は、できるだけ高台へ移動してください。

ひとりで避難することはなるべく避けましょう



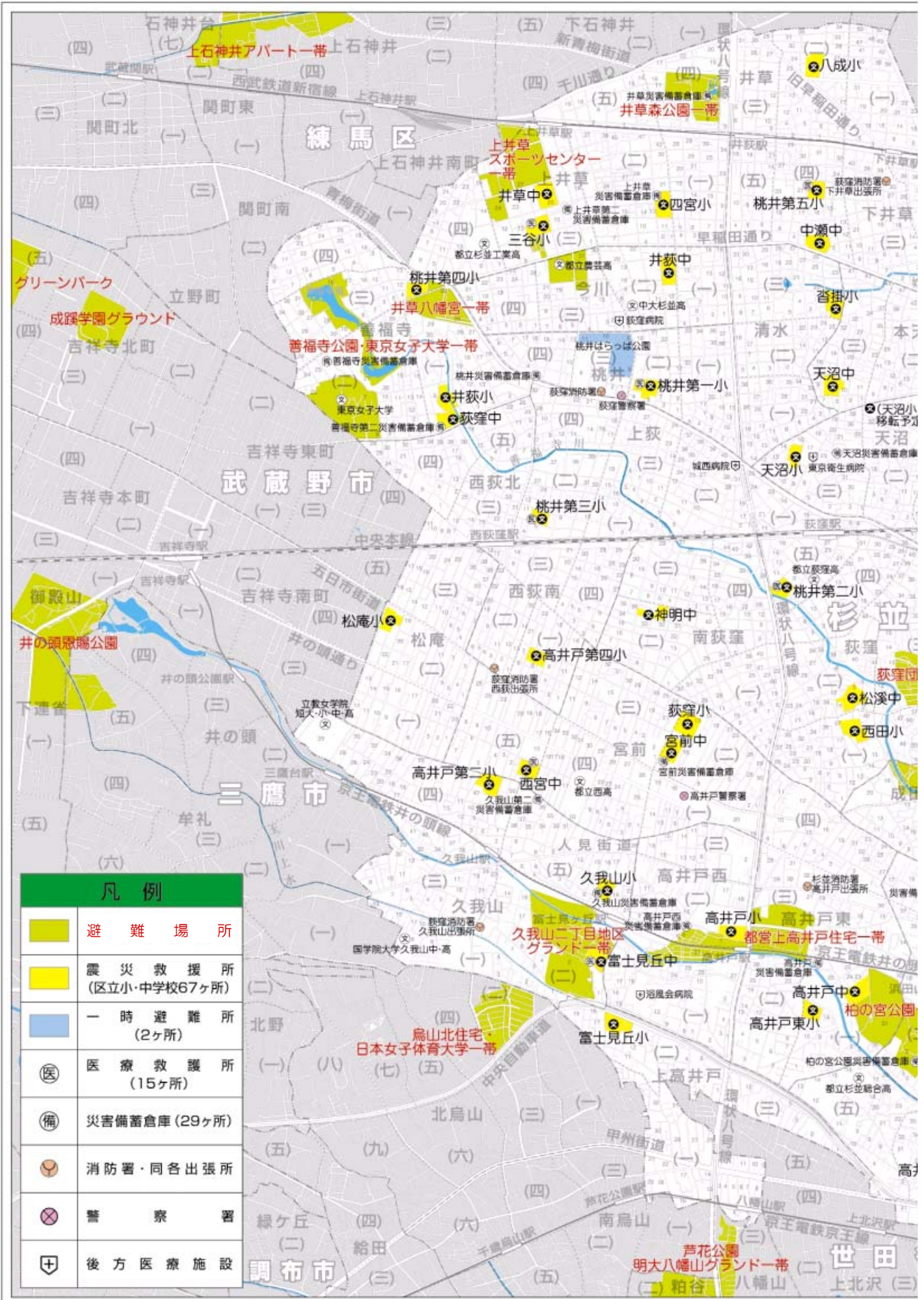
## 風水害による被害が発生した場合

### ●浸水の被害があった時は、下記にご連絡ください。



| お問い合わせ内容  |          | 取扱い部署等          | 連絡先                    |
|-----------|----------|-----------------|------------------------|
| 被災証明書の発行  |          | 地域課<br>各地域活動係   | 3312-2111（区代表）         |
| ごみの処理     |          | 杉並清掃事務所<br>方南支所 | 3392-7281<br>3323-4571 |
| 消毒の要請     |          | 環境課生活環境担当       | 3312-2111(区代表)         |
| 応急小口資金の貸付 |          | 保健福祉部管理課地域福祉係   | 3312-2111(区代表)         |
| 畳替えのあっせん  |          | 防災課             | 3312-2111(区代表)         |
| 税金の相談     | 国 税      | 杉並税務署<br>荻窪税務署  | 3313-1131<br>3392-1111 |
|           | 都 税      | 杉並都税事務所         | 3393-1171              |
|           | 区 税      | 課税課・納税課         | 3312-2111(区代表)         |
| 保険料等の相談   | 国民健康保険   | 国保年金課           | 3312-2111(区代表)         |
|           | 国民年金     |                 |                        |
|           | 介護保険     | 介護保険課           |                        |
|           | 児童手当等    | 子育て支援課          |                        |
|           | 就学費・学用品等 | 学務課             |                        |

# 4. 杉並区防災マップ

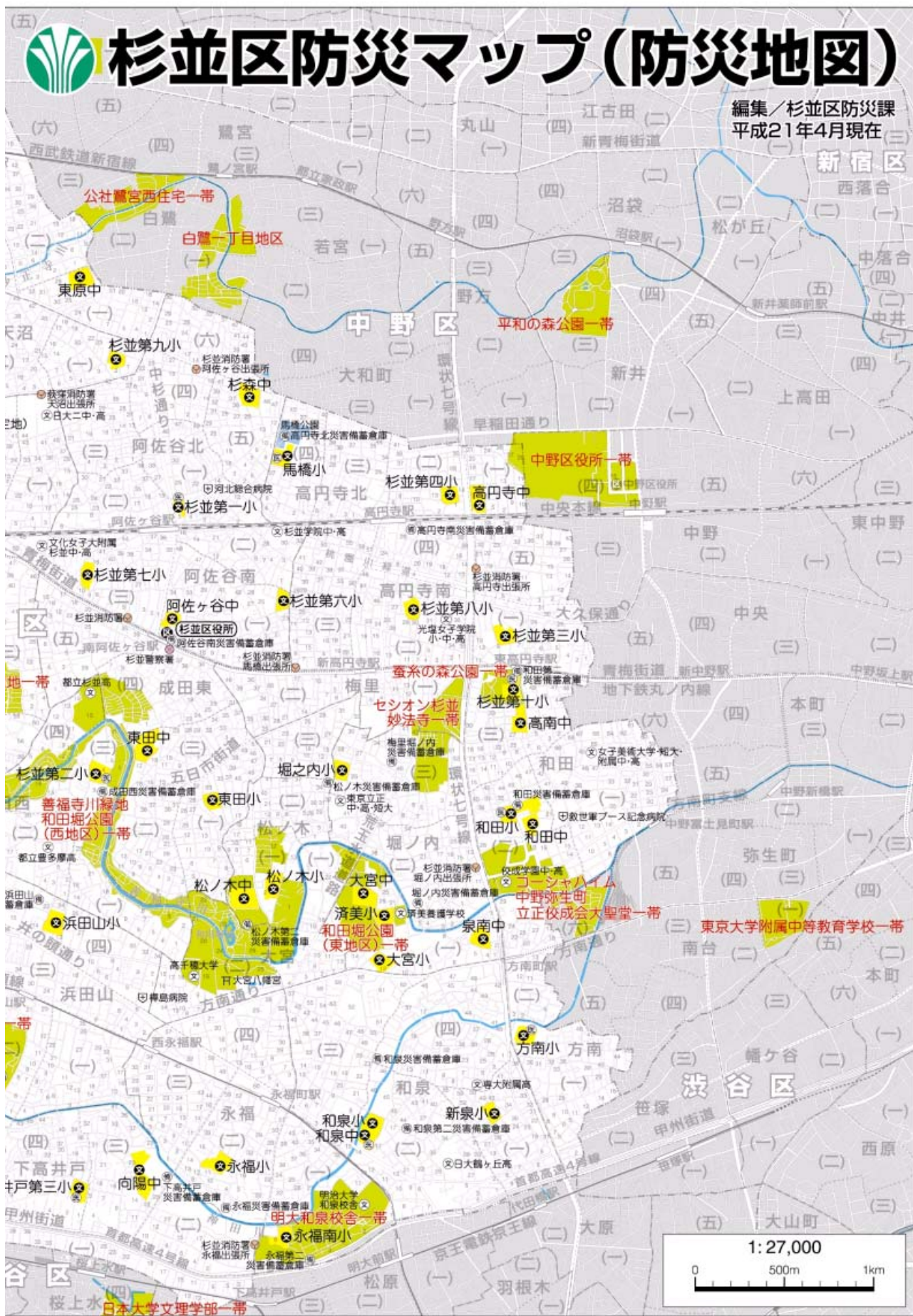






# 杉並区防災マップ(防災地図)

編集/杉並区防災課  
平成21年4月現在



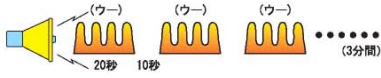
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図2500(空間データ基盤)を使用したものである。(承認番号 平19製使、第601号)

# 5. 杉並区洪水ハザードマップ

## ■ 河川水位警報機による放送

大雨が降ったり、雨が降り続いたりするときは「警報音(サイレン)」に注意してください。区内の河川に18基の水位計と17基の水位警報機を設置し、常時、水位の監視を続けています。危険な水位に達すると「警戒警報」のサイレンが鳴り、水が川からあふれる状態になると「溢水警報」のサイレンが鳴ります。

### ● 警戒警報のサイレン



### ● 溢水警報のサイレン



※ 河川水位警報機にて、音声による注意放送も行っております。

## ■ 防災無線による放送

● 大雨洪水警報発令時  
(大雨洪水警報が発令されました。今後の気象情報にご注意ください。)

● 河川に溢水の恐れがある時  
(河川の水位が上がリ、あふれる恐れがあります。2階などの高い所に避難してください。)



## ■ 避難所

| 名称        | 住所         | 索引   |
|-----------|------------|------|
| 杉並会館      | 上荻3-29-5   | D-5  |
| 荻窪地区民センター | 荻窪2-34-20  | F-7  |
| 大宮中学校     | 堀ノ内1-16-38 | K-10 |
| 杉並第二小学校   | 成田西3-4-1   | I-9  |
| 和田小学校     | 和田2-30-21  | M-9  |

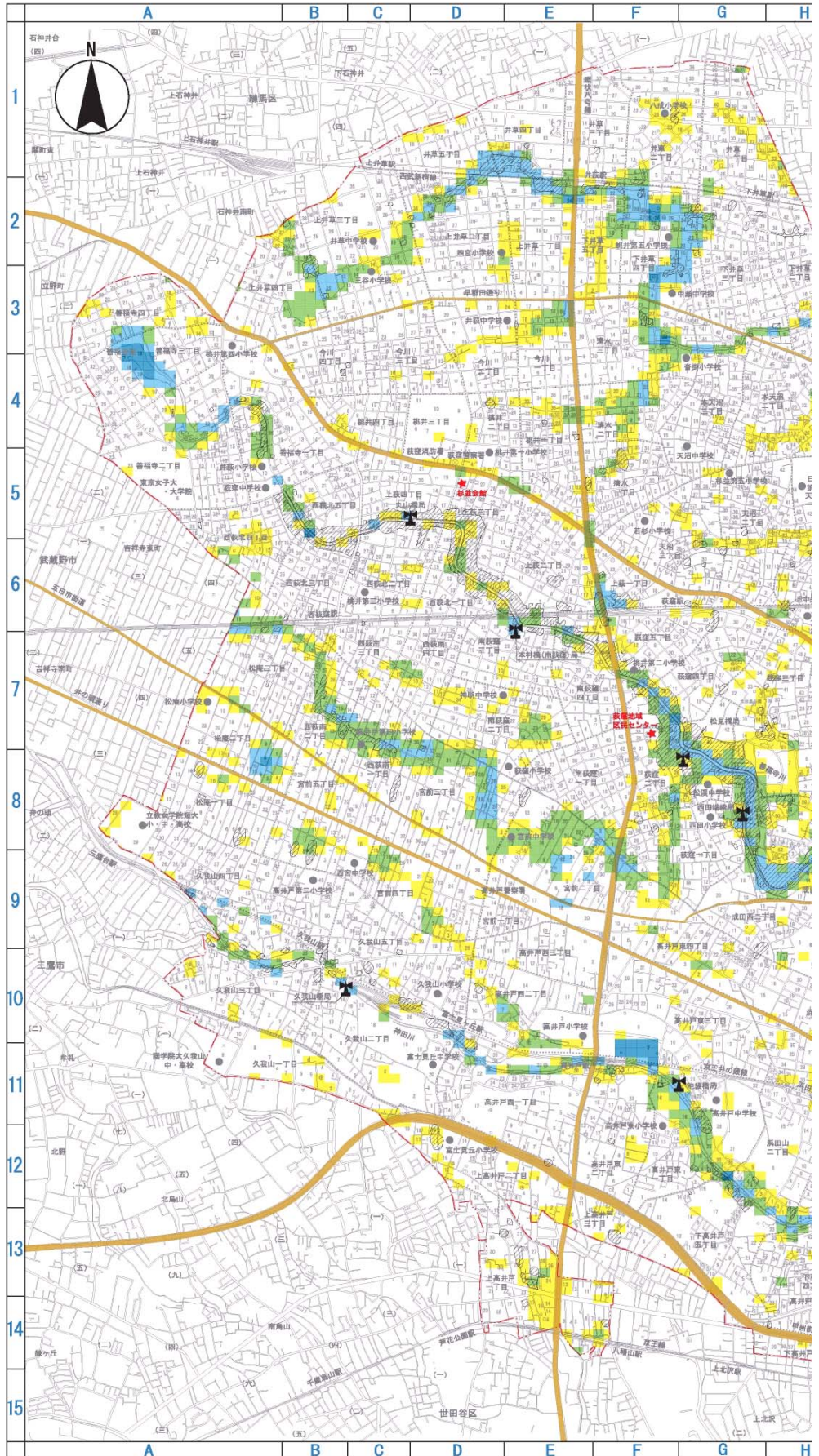
※ これ以外にも状況に応じて、小・中学校などにおいて、避難所を開設いたします。

## ■ 防災関係機関

| 名称    | 住所         | 電話        | 索引  |
|-------|------------|-----------|-----|
| 杉並区役所 | 阿佐谷南1-15-1 | 3312-2111 | I-7 |

| 警察     |            |           |     |
|--------|------------|-----------|-----|
| 杉並警察署  | 成田東4-38-16 | 3314-0110 | I-7 |
| 荻窪警察署  | 桃井3-1-3    | 3397-0110 | D-5 |
| 高井戸警察署 | 宮前1-16-1   | 3332-0110 | E-9 |

| 消防    |           |           |     |
|-------|-----------|-----------|-----|
| 杉並消防署 | 阿佐谷南3-4-3 | 3393-0119 | I-7 |
| 荻窪消防署 | 桃井3-4-1   | 3395-0119 | D-5 |



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1の地形図を使用して作成したものである。(承認番号)18都市基交 第64号  
この背景の地形図の著作権は東京都都市整備局と東京デジタルマップ(株)が有しています。(承認番号:17東計第 第004号)



# 杉並区 洪水ハザードマップ

杉並区洪水ハザードマップについて

- (1) この地図は、大雨によって河川などが増水し洪水になった場合の浸水予想区域と浸水深さ、避難所などを示したものです。  
今回の洪水ハザードマップの改定に当たっては、平成13年8月に東京都が公表(平成15年7月一部修正)した神田川流域浸水予想区域図で用いられている、河川整備状況や洪水調節池及び下水道の整備状況を基にして、  
○平成12年9月に発生した東海豪雨  
○平成17年9月4日に発生した集中豪雨  
がそれぞれ杉並区全域に降った場合に、杉並区内で予測される洪水の状況をシミュレーションしています。  
この地図には、上記2つの降雨によるシミュレーションから浸水範囲については広い方、深さについては深い方を記載しています。
- (2) 浸水の予想される区域及びその程度は、雨の降り方や土地の変化及び河川、下水道の整備状況などにより変化します。
- (3) この地図には、20cm以上の浸水が予想される区域を示しています。着色されていない区域も浸水することがあります。
- (4) 黒い斜線で囲まれた範囲は過去に浸水したことがある箇所です。降雨時には十分注意してください。
- (5) 区民の皆さんには、浸水の可能性について知っていただくことにより、水害に対する日常的な備え、避難や生活上の工夫などに役立てていただくをお願いします。

作成：平成18年3月  
対象河川：荒川水系神田川(神田川、善福寺川、妙正寺川)  
対象降雨：平成12年9月 東海豪雨  
(総雨量589mm、時間最大雨量114mm)  
平成17年9月4日 集中豪雨  
(総雨量264mm、時間最大雨量112mm)

## 凡例

### 図面の見方のポイント

一般的に河川沿いは低地であるため、浸水深が大きく注意が必要です。また、河川から離れていても、青・緑色の所も浸水深が大きくなるので注意して下さい。

- (1) 帯状に色が付いている区域は、昔、河川が流れていた場所(現在は緑道等)で低地形です。
- (2) 局所的に色が付いているところは、昔、沼や池があった場所が低地形となっています。

### 浸水した場合に想定される水深(浸水の目安)

|  |                                  |
|--|----------------------------------|
|  | 0.2m以上～0.5m未満<br>(大人の膝までつかう程度)   |
|  | 0.5m以上～1.0m未満<br>(大人の腰までつかう程度)   |
|  | 1.0m以上～2.0m未満<br>(1階の軒下まで浸水する程度) |
|  | 2.0m以上～5.0m未満<br>(2階の軒下まで浸水する程度) |
|  | 浸水のあった箇所(昭和56年～平成17年)            |

|  |         |
|--|---------|
|  | 市区界     |
|  | 丁目界     |
|  | 主要道路    |
|  | 区役所     |
|  | 河川水位警報機 |
|  | 消防署     |
|  | 警察署     |
|  | 避難所     |
|  | 小・中学校など |

1:15,000

500 0 500 1000 1500m

## 6. ご家庭の防災メモ

### ▶ 震災が起こったら・・・！

集合場所、家族の集合場所などを書き込んで、家族で確認しておきましょう。



わが家の震災救援所  
(2か所以上確認しておきましょう)

近くの避難場所

災害時の連絡先

TEL

※震災時に大規模火災などが発生すると、家から1番近い震災救援所に避難できない場合があります。  
震災救援所は2か所以上確認しておきましょう。

### ▶ 防災グッズ チェックリスト

いざというときのための防災グッズ。用意があるとないとは、災害時の避難生活に大きな違いがあります。少しずつでも、できることから始めましょう。

#### 用意しておきたいもの

- 飲料水
- 非常食
- 現金・貴重品
- 懐中電灯
- 応急医薬品
- 常備薬
- 携帯ラジオ(テレビ)
- 衣類(下着)・タオル
- ちり紙
- 運動靴(動きやすく丈夫なもの)
- 脱出・救助用の道具(バールなど)
- ホイッスル
- ゴミ袋
- 筆記用具

#### 必要に応じて(あると便利なもの)

- ヘルメット・防災ずきん
- 簡易トイレ
- カセットコンロ
- なべ・やかん
- 携帯ナイフ
- 眼鏡・コンタクトレンズ
- おむつ・粉ミルクなど
- ライター(マッチ)・ろうそく
- 新聞紙
- 携帯電話の充電装置
- せっけん
- 生理用品
- 防寒用具など(季節に応じて)
- その他

なるべくコンパクトにまとめて、枕元など持ち出しやすい場所に配置して、ときどき点検しましょう。

杉並区地域防災計画(平成21年修正)

概要版

登録印刷物番号

21-0137

平成22年3月発行

編集・発行： 杉並区政策経営部危機管理室防災課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

TEL (03) 3312-2111(代)

杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>